

○ 2 番（高橋久志）

2 番議員、高橋久志です。

2 項目、今回、提出しております。演壇から 1 項目について、質問を述べさせていただきます。

1 項目目は、歩行者等が安心して通行できる道路の改修を、の件でございます。

歩道の未設置や歩道が途中で寸断している箇所が未解決であり、自転車、歩行者の危険箇所の解消と改修・改良が求められているところでございます。また、道路の舗装状況が悪い、道路幅が狭い等の苦情や要望が寄せられているわけでございます。町は、道路の実態把握と総点検を行って計画的に改修すべきであります。そこで、この件についての町の所見をお伺いいたします。

県道に関しては、町から積極的な働きかけを、ぜひとも要望していただきたいと思っております。

町民からの要望について、質問いたします。身近な道路行政について、町民の関心が非常に高い。こうした中で、我々議会に対する強い要望もございまして、行政に対する改良関係も多いということが今の実態ではないかと思うところでございます。そこで、5 点について、それぞれの内容に触れまして質問させていただきたいと思っております。

① 県道 720 号線については、平成 19 年 12 月議会の私の一般質問でも取り上げた経過がございます。県と町の努力もあって一部は歩道の設置等が改修済みになっているところがございますが、未改修のところがあります。②は、町道 100 号線の吉田島交差点から旧四ツ角等の歩道の設置等、進捗状況についてお伺いいたします。③ 町道 200 号線の歩道幅が狭く歩道面が平らになっていない、こういった状況で危険性もあるという点でございます。④は、町道 201 号線、これは旧十文字橋から上島のバス停間のところでございまして、歩道用レンガが破損し、応急措置、その他、やっていたところがございますけれども、現在の状況は雨の日は滑るため非常に危険であるという指摘も受けている箇所でございます。⑤は、町道 202 号線の未改良部分は、ここのところはホタルの鑑賞の関係で改修がおくれているということで受けとめているところでございます。また、道路の舗装や道路拡幅の改修では、町道 119 号線の舗装の改修、町道 235 号線、ここの地域は下島交差点から牛島方面の関係の道路でございまして、舗装の改修と拡幅についての要望が出されているところでございます。

①から⑤まで個別にお話をさせていただきましたけれども、道路行政というのは地権者の了解を得ることが課題となっているところでございます。こうした中で、これらの解決のためには、さらなる粘り強い交渉に取り組んでいただけて前進を図っていただきたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○ 議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

高橋議員のご質問にお答えします。

町道の計画的整備については、第五次総合計画に向けて、現在、平成5年度に策定した住環境整備マスタープランの改定を行っております。マスタープランでは、幹線道路、地区幹線道路、地区集散道路、主要区画道路及び区画道路の五つの区分を行い、望ましい道路ネットワークの構築と整備優先度について検証を行いました。整備優先度の設定については、事業効果の面から交通機能、居住環境機能、防災機能などの評価項目を設定し、機能項目ごとの評価点による数値化を行いました。これらの結果に基づいて、順次、整備を進めていきたいと考えております。

初めに、県道720号線の未改修箇所に対する質問であります。

県道720号線は、北側は南足柄市境から南側は小田原市境まで町の南北を縦断している道路であり、その延長は約4キロあります。このうち、金井島地区ではトーヨー精工から金井島緑陰広場まで約200メートルが、延沢地区では町道117号線との交差点から下山どうぶつ病院までの約500メートルが、下島地区では石原ガソリンスタンド南側から小田原市境までの約150メートルの合計で約850メートルが未整備区間となっております。

これらの未整備区間の改修予定ですが、神奈川県西土木事務所に問い合わせたところ、延沢地区については事業着手に向け平成23年度より測量調査等を実施しております。事業認可を受け次第、工事に着手していきたいとのことであり、その他の未改良区間についても、延沢地区の進捗状況を勘案しつつ事業着手を行ってきたいとのことでありました。なお、県道720号線につきましては、道路改良要望として神奈川県町村会を通じ、県の施策、予算に対する要望として、毎年、要望書を提出しております。今後も、町民の安全確保のため、引き続き必要な要望活動は行っていきます。

次に、町道100号線の進捗状況について。

町道100号線は、平成17年に都市計画道路山北開成小田原線の供用開始に伴い神奈川県より移管された道路であり、新四ツ角から吉田島交差点までの約820メートルの路線であります。移管に伴い旧四ツ角交差点周辺の車道と歩道の整備が行われましたが、旧四ツ角から吉田島交差点までの約230メートルの区間においては未整備区間が残っております。この区間は道路に住宅が近接しており、用地の確保が難しい状況と認識しておりますので、住宅の建てかえ時に協力をいただき用地の確保に努めていきたいと考えております。なお、平成24年度においては、旧内藤鉄工所跡地の開発に伴い、約38メートルほどではありますが、歩道の整備を行い歩行者の安全確保に努めました。

次に、町道200号線の整備について。

町道200号線は、都市計画道路関本開成大井線の供用開始に伴い昭和63年に神奈川県より移管された道路で、開成小学校北側の交差点から西側の南足柄市境までの

約560メートルの路線であります。平成12年度に自転車利用環境整備モデル事業の指定を受けまして、新四ツ角からクリエイト開成店まで約420メートルの南側歩道の整備を行いました。町道の北側や円通寺地内は移管された当時のままであり、歩道幅も狭く、スムーズな通行に支障があることは認識をしております。歩行者の安全確保のため、平成25年度に町内全域を対象とした歩道の段差等の調査を行い、少しずつではありますが計画的に段差解消のための工事を行っていきたいと考えております。なお、歩道の段差解消工事にあわせて用地の協力が得られれば歩道の拡幅につながりますが、町民の方々のご理解とご協力がないと進みませんので、できる範囲の中で整備を行ってまいります。

次に、町道201号線。

町道201号線は、十文字橋から旧四ツ角を抜け円通寺観音までの区間であります。十文字橋から上島バス停までの約500メートルの間においては、歩行者保護の狙いから両側にレンガが設置されておりますが、破損等により通行に支障を及ぼしていることも認識はしております。これらにつきましては、設置後20年以上経過しており、タイルの破損箇所もふえつつありますので、その都度、補修は行ってきておりますが、町の単独事業であることから地元の皆さんの改修要望に十分な対応がとれていないのも事実であります。また、タイル自体も現在は製造されていないとのことでありますので、破損状況を見つつ、ある程度の範囲を定めた中でアスファルト舗装に切りかえていきたいと考えております。

次に、町道202号線の未改修区間。

202号線ですが、文命中学校北側から岡部モーターサービス工場へ通じる町道208号線に接続する道路であり、未整備区間として約40メートルあります。これらについては、ホテルを初めとした自然環境への配慮から整備がおくられてまいりましたが、車両の通行や歩行者の安全対策上、整備を進める路線でありますので、国の社会資本整備総合交付金事業への位置づけを行い、平成26年度をめどに事業着手をしていきたいと考えております。改修幅員としては、整備済み路線と同じ幅員であります。車道5メートル、歩道2メートルの道路幅員7メートルで計画を予定しております。

次に、町道119号線の舗装について。

こちらは、足柄上合同庁舎から南足柄先である大口へ通じる約1,800メートルの路線であります。平成16年に一部ですが舗装の打ちかえを行い、その後、平成22年度より国の社会資本整備総合交付金事業により継続して進めてはおりますが、予算の範囲内での整備でありますので、現在、約840メートルが終了した状況となっております。残り約1,000メートル、継続して整備を行っていきたいと考えております。

次に、町道235号線の拡幅について。

こちらは、株式会社タマダイから牛島、宮台へ通じる路線であります。本路線の拡幅計画ではありますが、現在、神奈川県で施工しております都市計画道路山北開成小田原線の平成26年度の供用開始にあわせ、都市計画道路との交差点を中心に、吉原医

院から牛島児童館までの約150メートルを国の社会資本整備総合交付金事業に位置づけ整備することとしております。その後、引き続き牛島児童館西側の町道232号線交差点までの約100メートルを行いたいと考えております。なお、町道232号線交差点から宮台方面については、長期的な計画の中で位置づけを行うこととしております。また、下島交差点から吉原医院付近にかけては、開成駅周辺地区土地区画整理事業区域内でありますので、基本的には土地区画整理事業の手法で整備を行うべきものと考えております。今後も、財政状況を見た中で、計画的に整備を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

それでは、项目的に再質問させていただきたいと思います。

県道720号線の関係で先ほどお話しさせていただきましたけれども、これにつきましては県道ということでございまして、平成25年度も、先ほどお話ししたように、町村会を通じて県に要望を出しているということは資料をいただきまして把握をしているところでございます。いずれにいたしましても、この要望している箇所は非常になかなか難しい箇所があると。地権者の合意が大前提ということが私の調査でも明らかになっているところでございます。今回、25年度として出しているわけですが、継続的に出しているわけですが、これらの前進を図るために、例えば、県からの回答を受けてお話がございましたけれども、その辺、改めて一定期間を設けて県の考え方を引き出すことも必要ではないかなと考えておりますけれども、どのような形で今後対応していくのか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、全体的なことではございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

県道720号線の歩道の改修につきましては、神奈川県スタンスは、基本的には、開成町の部分につきましては全線、県道として整備をしていくというスタンスは持っております。ただ、財政の問題ですとか、そういった部分で、できるところからと、先ほどのご回答ですけれども、なっていると。

町とのかかわりですけれども、先ほどの回答のように、基本的には町村会を通じて全体の要望をしてございますし、なお、個別には、年度初めに土木事務所と所管の担当、あるいは時には町長、副町長等も含めた中で、事業のすり合わせと申しますか、お互いの町の事業、県の事業、どういうものを予定しているとか、そういった打ち合わせ等も行ってございます。そういった中で、町の事情等も十分に伝えて県の事業へ反映していただいているものというふうに解釈をしております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

地権者の用地交渉については、県任せではなくて、町も協働の形であらゆる角度から前進を図る、協議を含めて実現していただきたいと思っているところでございます。一部、具体的な改善策が示されておりますけれども、このほかの件につきましても、県とすり合わせの中で、ぜひ全力で投球、改修に向け、あるいは歩道の設置に向けて頑張っていただきたい、こう思っているところでございます。

次に、2項目の関係ですけれども、町道100号線の関係で要望しているところでございますが、町道100号線については、お話がございましたように、県道から町道に移管をされた経過がございます。県道から町道に移管するときには県のほうにしっかりと、こういったものをつくっていただければなど、私はそういうふうに思っているところでございますけれども、いかんせん移管されているわけですから、町が責任を持ってこれの改修に当たらなくてはいけないというのは理解しているところでございます。

この件につきましては、用地の関係が非常に難しいと。これからの道路行政を含めての考え方も触れられておりますけれども、町内を見たときに、住宅が建ってしまってなかなか広げることが難しいというところがあちこちにあるわけでございます。基本的には、4メートル道路の場合は中心から2メートル、セットバックしていただくと、こういう形がとられることは承知しておりますけれども、今回の状況についても、そういう町の一定の基本線に乗って対応するというところで理解していいのかどうか、お伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

それでは、私のほうでお答えさせていただきます。

町道100号線につきましては、今年度、その上流部分、約38メートルほどですが、歩道整備を行いました。その幅員をもって下の吉田島交差点まで行きたいという考え方は持っております。

ただ、下流側に関しましては、それで十分対応できるというふうには考えておりますが、上流側、羽衣寿司さん等がある部分になります。そこに関しましては、もう道路に本当に近接して住宅が密集しておりますので、そこは少しまた考えなくてはいけないのかなというふうに思っております。例えばですけれども、クレシアさんと住宅との間に川が流れております。その上を利用するという方法も一つなのかなというふうには考えております。ただ、まだ、ここは測量等を実施しておりませんので、今後の検討課題の一つなのかなというふうには思っております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

今、ご提案がありましたように、なかなか難しい状況がございますので、水路等の関係を含めて具体的に町として調査をしながら、やはり歩道が途中で切れているということは非常に危険性があるので、あらゆる角度を含めて検討願えればなど。この辺については前進をぜひ図っていただきたい、このように思っております。

次に、3点目の関係ですけれども、これも200号線の関係でございますけれども、同様に昭和63年に町に移管したものでございます。あわせて、平成12年に自転車利用環境整備モデル事業により、いろいろ整備した経過がございますが、やはりバリアフリーをどう捉えながらまちづくりを進めていくか、この辺も、この道路についてはあるのかなというふうに感じております。

そこで、全体的な道路行政と関係してきますけれども、バリアフリー対策、車椅子等を含めた、こういった件につきまして、基本的なまちづくりの観点で答弁をいただきたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、お答えしたいと思います。

まず、歩道の築造につきまして、新たに町が新規につくる歩道等につきましては、いわゆるバリアフリー法、正確には障害者及び高齢者の通行云々の円滑化のための法律というのがございますけれども、バリアフリー法と言われている、その基準ののっとり築造は既にしてしております。新規の部分が余らないという部分はあるのですが、おっしゃられる部分につきましては、新たに四次総といいますか、現在の総合計画にも若干明記はしてあるのですが、五次総のほうの総合計画のほうにも、そういうような形で位置づけをしていきたいという形で。さらに、財政の状況もございまずから、言われたような部分のところを、よく優先順位を見た中で、バリアフリーののりつつた中で改良をしていきたいという考えでございます。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

お年寄りから障害者の方も安心して通行できる、あるいは歩道の設置等を含めた、これは、今後、高齢化が進むわけですから、こういったものを視野に入れた道路行政、まちづくりというものを今後も進めていただきたい、このように要望しておきたいと思っております。

それから、201号線の関係でございますけれども、町長のほうから答弁いただきましたけれども、歩道と車道を区別するために歩道側にレンガを敷き詰めていると。今現在、レンガは製造されていないというお話も聞いたところでございます。今後の方向として、レンガをはがして舗装すると、こんな方向が打ち出されているということで受けとめております。

そこで、今後、レンガをはがして一般的な舗装をするに当たって、全国でも見られておりますように、歩道の部分にカラー舗装とか、あるいは色区別をして歩行者と車道がわかるような、こういったものを組み入れてやったらどうかという私の考えを持っておりますけれども、この辺の、ここだけではないかとは思いますが、考え方についてお聞かせ願いたい。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、方針的な部分ですので私のほうからお答えしますが、ご指摘の部分につきましては、正確に申し上げますと歩道にはなっていないのです。全体的な幅員がないですから、いわゆる路肩と言われる部分を、通常の舗装ですと区別がつかないので、歩行者保護のためにレンガ、あるいはああいいうタイルで張ったと。ただ、もの自体が基本的に専門的には車道用のものと歩道用のものがございまして、どうも当時は歩行者保護ということなので車道用のレンガではなかったような形なのです。ですから、どうしても路肩的な部分ですから、車が通ると破損をしてしまうという形ですので、そこについては、先ほど申し上げましたとおり、アスファルトの舗装に変えていきたいと。

議員がおっしゃられる同じように歩行者保護はどうするのということに関しましては、ご提案でいただきましたカラー舗装というのも考えながら実施していきたいというふうに考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

雨の日はレンガが滑るという、実は、議会での報告会、交換会の中でも強く要望された件でございます。いずれにしろ、計画的に町民の要望が強い道路関係を含めた整備、特に、優先順位をつけるというならば、危険性のあるところから対応せざるを得ないのかなと。財政的な問題もあるかと思っておりますけれども、その辺は早急な手だてをとっていただけると、このように理解していいのかどうか。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

結論から言いますと、私ども事務方としては早急に解決していきたいという部分がございますけれども、なかなか経済事情、台所事情がございまして、いろいろ優先順位をつけながら行っていきたいということでご容赦いただきたいと思います。また、カラー舗装につきましても、まず基本は、最近、文科省のほうでも言われている通学路の安全対策という部分もございますから、その辺のところも見た中で、カラー舗装という部分についても、できるだけ実施はしていくようにはしたいというふうに考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

カラー舗装の件については、提案させていただきましたけれども、別な方法は全国的にいろいろなやり方があるというふうに私も認識しておりますので、十分調査・研究をしていただいて、やはり雨の日は、レンガに乗った場合、滑ると、こういった点は早急に改善していただきたいと思っておりますし、早急な手だてが必要だというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、町道202号線、今現在、208号線が改修工事をされていて、それにつながる一部、未改良のところの点でございます。前にも要望した経過がございますけれども、そのときはホテルの鑑賞地なのでいじくっては困るということだったのですけれども、町の方針として、やはり生活道路の一翼を担っておりますし、車が落ちそうになったという危険箇所でもあるという関係で、今回、取り上げさせていただいたところでございます。

これは、私どもの受けとめ方としては、今、お話ししたように208号線、町が今やっておりますけれども、この事業が終わった後、これらの202号線の未改修の部分は改修していただけるのかどうか。住民からのそういった要望もありますので、その辺、どうなってくるのか、お答え願ひたいと思っております。

○議長（茅沼隆文）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（瀬戸公雄）

それでは、お答えさせていただきます。

現在、208号線、3月の工事完成に向けてやっているわけですがけれども、完成後に、来年25年、ちょっと予算の提案はしていないのですけれども、来年25年度に測量調査等をさせていただいて、26年度から国の補助金をいただいた中で工事着手をしていきたいというふうには考えております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

次に、⑤の関係ですけれども、それに附随した関係で、いわゆる開成町の全域を調査した中では、大分前に舗装されて、それが凹凸になって危険だという苦情も出されているところがございます。舗装の改修について2点ほど出しておりますけれども、町道119号線については、これから審議をいたします一般会計の補正予算の中でも、これに関連した舗装工事がされるということで承知しているところです。これは一般会計の補正予算で審議する課題にもなっておりますので、いずれにいたしましても非常に交通量が多い119号線ですので傷みやすいということで、今後も計画的に実施する課題かなというふうには受けとめております。

なお、町道235号線の関係で答弁をいただきましたけれども、非常に舗装が悪く

て、ご近所に住まれている方は音がするとか、いろいろ苦情も飛び交っている地域で
ございます。改良工事と違いまして、舗装関係は優先順位を決めた中で十分対応でき
ると。予算がいろいろあるかと思えますけれども、その辺は現地をしっかりと調査して
いただいて対応していただきたいなど、こういうお願いもございます。

そこで、いろいろ①から⑤について個別的に質問させていただきましたけれども、
そのほかにもさまざまな道路に関する要望がございまして、この辺を含めてちょっと
質問させていただきたいと思えます。

第四次開成町総合計画、計画期間は平成13年から24年の総括が、今年の11月
に発表されました。計画事業のうち進捗度50%未満の主な事業の中に、実は、町道
124号線、204号線改良工事、町道109号線、117号線、119号線の舗装
改良事業が挙げられております。総合計画の総括で50%に満たなかったと、こうい
うことは、やはり私が先ほど述べたように、道路状態の把握と総点検を行った形での
改修がおくれたのかという感じが否めない。これから論議いたします総合計画の中
でも、きちんと捉えるものは捉えてもらわなくてはいけない課題かというふうに思っ
ております。

この要因というのは、町のほうで言っているのは、限られた財源の中で優先順位を
つけた対応の結果、当該路線の事業着手がおくれたとしておりますけれども、この辺
はしっかりと実態調査をして総点検をして対応すると、この辺をお願いしたいという
ふうに思えますけれども、何か、この件について所見がありましたらお答え願いたい。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

それでは、私のほうから申し上げますと、基本的に総合計画の後期基本計画、道路
ですから期間は長くあれですけれども、後期基本計画でいいますと、言われた道路改
良は予定していたのが9路線あったわけですが、ご指摘のとおり、そのうち4
路線が手がつけられなかったと。それと、舗装改良につきましては、先ほどの119
号線、これは1.8キロございまして、非常に長い距離ですからかなりの年月がかか
るわけですが、それを含まれた中でも予定しておいたのが7路線あったわけ
ですが、そのうちの3路線は手がつけられなかったという等々から、約50%の進
捗という形になっておりますけれども、当然、これにつきましては、第五次のほうにも
引き継ぎというか持っていけないと、おかしな話になってしまいますので、それを見
た中で、さらに五次の中で優先順位を決めた中で整備計画を組んでいきたいというふ
うに考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

道路行政と子どもたち、お年寄りを安全確保のために守り抜くと、こういう観点で
ちょっと質問させていただきたい点がございまして。それは、11月1日発行の「広報

かいせい」に載っていた記事の件でございます。9月に神奈川県交通安全対策協議会から高齢者交通事故多発地域の指定を受けたという記事が掲載されているわけでございます。開成町から交通事故をなくすために、日ごろから交通ルールを守ること、あるいは安全対策を、こういった関係で呼びかけていることは、その記事のとおりだというふうに、私もそのように感じているところでございます。

道路改良や歩道の拡幅を含めた危険箇所の総点検が必要であると。やはり、ここの原点は、開成町は自転車のまちづくりの推進をうたっているわけですから、自転車利用の環境整備が求められるし、自治会要望の中にも道路改修等が多く出されていると。この危険な箇所について、お年寄り、もちろんマナーの問題とか安全対策はあるわけですが、事故が起きない、歩道の設置とか先ほど述べたような改良点、これも一体的にやってもらいたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

結論から申し上げますと、まさにおっしゃられるとおりだと思います。ただ、そこは、きちんと調査なりをした中で決めて整備はしていく方針でいきたいと思います。現在は月に2回、職員のほうが道路パトロール等をして、一応、報告なりを上げてもらって判断をしている部分もでございます。また、自治会要望も、非常に件数多くてこなし切れない部分もあるのですけれども、そういったものも参考にして事業を組んでいる状況でございます。おっしゃられるとおり、その辺の安全という部分は最優先に考えるべきものと私のほうも考えてございます。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

それでは、2項目に移らせていただきたいと思います。

2項目は、教育における就学援助費等の拡大を、の件でございます。

経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して就学援助金を支給する制度でございます。要保護、準要保護の支給対象項目である学用品費、修学旅行、学校給食等、開成町でも実施していることは把握をしているところでございます。前回も質問した経過がございますけれども、2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目が追加対象になっているわけでございます。神奈川県の中では横浜市等が実施をしており、開成町でも支給対象項目に入ることを要望するものでございます。

あわせて、準要保護への就学援助費の認定基準を生活保護基準の1.5倍、平成18年度以前はこのようになっていたというふうに認識しておりますが、それ以降、改定されておまして1.3のままになっております。これを1.5倍に戻してほしいというのが要望でございます。この件については、平成22年6月会議でも取り上げた経過がございます。

学習指導要領の改訂により、今年の4月から中学校で武道が必修科目になっております。開成町では柔道を行うことで準備が進められております。文部科学省の関係の資料を見ますと、原則的に柔道着については7,300円というふうに言われているところがございます。武道の費用負担については、全国いろいろ調べさせていただきましたけれども、各自治体で保護者負担軽減の努力がなされているところも現実にはございます。そこで、開成町として保護者負担の軽減策、こういったことができないのかどうか、お伺いをするものでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の就学援助費交付制度につきましては、議員ご指摘のとおり、教育の機会均等の精神に基づきまして、全ての児童・生徒が義務教育を円滑に受けることができるように、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒に配慮し、所要の就学援助を実施していることとあります。本町の場合、その目的から、学校を通じ全保護者へ周知を図り、申請に基づいて援助費の交付を行っています。

まず、現在の就学援助の状況につきまして、ご報告したいというふうに思います。

平成24年度の就学援助費の受給者は、小学校83人、中学校61人の合計144人となっております。これは、町内の全児童・生徒の小学校1,100人、中学校484人、合計1,584人の9.1%となっております。内訳といたしましては、小学校が7.5%、中学校が12.6%となっております。また、就学援助費は、議員がおっしゃるように学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費を対象項目として本町では支給しております。

平成22年度より、要保護世帯の就学援助費に、議員がおっしゃいましたようにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が教育扶助の対象項目に追加されております。議員ご指摘のとおり、横浜市の状況を調べましたところ、就学援助費の学用品費等の中でPTA会費、生徒会費等を含め支給していることを確認いたしました。その他の状況を調べたところ、中学校の給食費については支給をしていないという状況もわかりました。

一方、開成町は、PTA会費等を支給していない半面、中学校の給食費として1、2年生に4万8,400円、3年生に4万4,000円を支給し、保護者の経済負担の軽減に努めております。開成町といたしまして、これらの追加された項目の対応について、町の財政負担と近隣市町等の状況等を考慮の上、判断をしているのが現状でございます。近隣市町においても、追加項目を追加交付していない状況や、反対に就学援助費の各項目において減額支給をしている市町もあると。このようなことを考えますと、現状では追加支給は厳しい状況であるということをお知らせしたいと思いません。

また、準要保護世帯への就学援助費については、平成17年度から政府の三位一体改革の影響を受けて、それまでの準要保護世帯に係る国庫補助金が一般財源化されたことによりまして、平成18年度より生活保護基準額の1.5倍から1.3倍に引き下げを行いました。現在、認定基準は、近隣の1市5町とも生活保護基準の1.3倍となっております。準要保護世帯への就学援助費の認定基準につきましては、結論といたしましては、町の財政負担と近隣市町等の状況等を比較して判断し、現時点では生活保護費の認定基準の1.3倍のまま、もしくは、より厳しい基準づくりが必要となっている現状ということもお知らせしたいなというふうに思っております。

また、新学習指導要領の実施によりまして、中学校では、ご指摘のとおり、今年度より必修科目になったために、開成町では移行期間を含めて昨年度より柔道を選択して授業が行われています。柔道着の購入に当たりましては、おおよそ今は4,500円にて購入していますが、柔道着の費用負担については個人負担としておりまして、公費補助は今のところ町としては考えておりません。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

それでは、再質問させていただきます。

まず、就学援助制度について、基本的な考え方を私のほうからお話しさせていただきたいと思います。皆さん、ご承知かと思いますが、憲法第26条に義務教育はこれを無償とすると同条第2項で定めています。この条文に基づいて学校教育法は、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならない、第19条という形になっているわけでございます。こういった就学援助の関係についての町の考え方を今回、質問させていただいているわけでございます。

私、平成23年度の状況を調べました。23年度の就園・就学助成事業費、約1,078万円になっております。学校教育に必要な学用品、給食等の対象者は平成23年度でございますけれども138名で、小学校91名、中学校47名という状況でございます。そのほか特別支援関係についての支援もされておりますけれども、これは割愛させていただきます。教育長がお話ししたように、24年度は就学援助費の受給者は144名ということで、小学校が83、中学校が61。これらの状況を見ますと、約140名の児童に支給されているのが今の実態かなというふうに推察しているところでございます。

こういった、憲法絡みとか、いろいろお話をさせていただきましたけれども、要は、今、厳しい経済状況の中で教育費が父母負担を圧迫していると、こういう実情はしっかり受けとめていただきたいと、こう思っております。やはり生活支援、これが今、大事だと、こういうふうに強く叫ばれている状況がございますので、義務教育を保証し父母負担を軽減するために生活保護基準の1.5倍、この辺は検討に値するのでは

ないかという提案をしております。残念ながら、そういう形はとらないということですけれども、取り巻く状況が厳しいということを踏まえて、ひとつ、再検討を願えればなど、こういう状況でございます。

そこで、こうした就学の関係の文部科学省が示す基準が出されておりますけれども、これは、あくまでも文部科学省の指針でありまして、これをやるのは地方自治体だというふうに私は受けとめておりますけれども、こうした認識についてお答え願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

議員のご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、文科省のほうでは基準を設けて、こういった形で学用品費からPTA会費まで、生活困難世帯に対する給付をやってくださいということで来ております。と同時に、平成17年に補助金が一般財源化されたことによりまして、ほとんど町の一般財源を使って援助しているという実情も、これまたございます。そういったこともございまして近隣市町も大変苦慮しておりまして、状況を調べましたところ、先ほど教育長も申しましたが、ある市町においては援助費の半額支給ということを実施せざるを得ない状況下にもなっているということもございまして。

開成町のほうは、いろいろ調査をいたしますと、各世帯に直接、学校を通じて生活困難世帯については援助費の支給がございましてというお知らせをしているせいかわかりませんが、近隣市町に比べて申請率合いが大変高うございます。支給実績におきまして、先ほど1,000万近くというようなお話がございましたけれども、実際、そのぐらい支給しておりますけれども、近隣市町を見ますと開成町の半分ぐらい、半分以下、そういったところがほとんどの状況ですので。例えば、大井町は、人口規模もそんなに変わらない中でも、やはり開成町ほどの支給をされていないと。されていないというか、これは本質的には就学困難世帯、その周知の仕方にも関係するところだと思いますけれども、そういったところを鑑みまして、現状ではPTA会費とか生徒会費であったりとか、そういったものまではちょっと支給していないという実態がございまして。趣旨的には、議員ご指摘のとおり、文科省の部分については、おっしゃるとおりだというふうに認識しております。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

次に、就学援助費の積算単価として柔道着は7,300円という指針がございましてけれども、開成町については4,500円で購入していると、こういう回答をいただいたところでございます。また、柔道着の費用は個人負担としており、公費補助は現在のところ考えていないということですが、次の2点についてお伺いいたします。

1点目は、学習指導要領に基づき必修科目になったわけであり、公費負担の支援は

私は必要だと思っております。2点目は、文部科学省は武道の必修化に伴って就学援助の補助対象として柔道等を、体育実技用具費という形で指針が入っているのです、これを加えております。柔道費用について、就学援助の対象項目に入っているのか、入っていないのか。お答えがなかったように感じているわけですがけれども、その辺の、授業の一環としてやるわけですから、当然、就学援助の対象に私はなるのではないかというふうに期待を持っているのですけれども、お答えを願いたい。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

議員ご指摘のとおり、先ほど柔道着は7,300円、国のほうではというようなお話がございました。就学援助費の基準額におきましても、文科省のほうでは7,300円、中学生という項目ががございます。したがって、開成町といたしましては、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、柔道着、柔道の関係の経費、こちらのほうについては現在のところ支給をしておらないという形でございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

今ので一つのお答えになったと思いますけれども、もう一つのほうの学習指導要領で決められているものについての教材・教具は公費負担が望ましいというご意見ですがけれども、おっしゃるとおり、それが望ましいと思いますけれども、さまざまな要因がありまして、体育着ですら今は個人持ちです。体操着は全部、個人持ちですし、その他もろもろのものが、やはり学習指導要領で決められている学習教材であっても個人負担というものがたくさんあります。ですから、本町では今のところ、柔道については4,500円で購入できるという実態と、始まって2年、移行期を含めて2年ですので、今後の検討課題にはなるかと思いますが、今のところ、学習指導要領で決められている教具の中に入りますけれども、公費補助は考えていないというのが再度のお答えになるかというふうに思います。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

国のほうで、要保護について、準要保護について国がやっていたわけですがけれども、補助金支給、それが変わって、国がやっているのは要保護、準要保護については町に移管されていると、こういう国のあり方も問われる内容だというふうに私は思っているところでございます。

この項目、今、町が出している項目の中に、先ほど述べましたけれども、学用品とか修学旅行とか学校給食費等もろもろ、これは就学援助を支給していると。捉え方によれば、学用品まではいかないけれども、国が柔道を必修科目に入れているわけです。

から、本来的には、これに関して国からの補助金があつてしかるべきだと、こんなふうに実は私は思っているのですが、実態はそういうふうになっていない。しかしながら、文科省の関係でいえば、7,300円が安く入る、4,500円ですか、ということわかりますけれども、いろいろ努力されていることは承知をしておりますが、やはり大きな負担だと思うのです、柔道着の購入費用は。

ここもいろいろホームページ等を含めて調べさせていただきましたけれども、限度額が7,300円という位置づけをしながら、いろいろなやり方で、半額助成するか、父母負担の軽減、教育費の父母負担の削減、これに努力している経過がございますので、この辺は検討してもらわないとまずいのかなというふうに思うのですけれども、これは改めて関係者で協議をして再考できないのかどうか、再度の質問になりますけれども、お願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。ただ、現状を見ますと、柔道の時間、1、2年生は必修で3年生は選択になりますけれども、男性も女性もこれは必修になっております。そういったことを受けまして、中学校のほうも数時間の授業ということで柔道着を買う、買わないというところがございまして、実際、どういうふうに今、運用しているかといいますと、男子生徒は購入をしてもらう、女子生徒につきましては、普段の体操着で対応するといったことを現実的にはやっていると。男子生徒につきましては、高校進学率もほとんど90何%ですので、高校へ行ったときに柔道着は、また、そちらのほうで使えるだろうということで、現状は、そういう対応でやっているというふうに聞いております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

教育長。簡潔にお願いします。

○教育長（鳥海 均）

今、おっしゃったとおりなのですが、選択制ということがありますので、武道は、では文命中学校は柔道で全ていくということにはならないのです。ですから、その辺も非常に難しいところで、そのときの教育課程の編成上、では剣道にしますということもあり得るわけですので、その辺は保護者の負担が軽減できるように、こちらから指導しますけれども、そういう難しさもあるということをぜひご理解していただきたい。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

柔道着については、これは固定していないと。剣道については5万幾らかかるわけです。それこそ大変な状況になっていると。選択制があるわけですが、その辺

も考慮して検討する課題かなというふうには思っております。

ちょっと気になる点で、中学校の関係で、時間が来ておりますけれども、お願いしたいのは、1年生が4万8,400円、3年生が4万4,000円、給食費は4,400円なものですから、どういう数字か。これは、時間が来ておりますので、後で教えていただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

答弁、簡潔にできればお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（井上 新）

中学校3年生におきましては、3月の卒業式をもって卒業しますので、3月分を徴収しないということで1カ月分少なくなっております。

以上です。

○2番（高橋久志）

以上で終わります。